

令和4年第12回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和4年12月23日（金）第12回鹿沼市農業委員会総会を鹿沼市役所仮庁舎大会議室において開催した。

出席委員

1番 塩 入 佳 子	2番 豊 田 道 有	3番 田 島 正 男
4番 竹 澤 靖	5番 星 野 哲 朗	7番 荻 原 俊 彦
8番 吉 高 神 勇	9番 廣 田 和 世	11番 江 俣 伸 一
12番 奈良部 繁 雄	13番 安 生 芳 子	14番 鈴 木 克 男
15番 神 山 卓 也	17番 大 森 用 子	18番 青 木 正 好

(15名)

欠席委員

6番 川 田 武 雄 、 10番 奈 良 茂 男、 16番 廣 瀬 博

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局 事務局長 橋 本 寿 夫 農地調整係長 宇 賀 神 崇
主 査 田 野 井 要 一

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 宇 賀 神 崇

—◇—

◎議長（豊田道有会長。以下議長）は午前10時00分、第12回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

4番 竹 澤 靖 委員 、 13番 安 生 芳 子 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、日程2、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（宇賀神係長） 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。今回は売買6件、区分地上権設定1件、合計7件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎江俣伸一委員 1番上石川の件は、上野町の●●さんから上石川の●●への売買です。12月14日に私と瓦井推進委員、橋本事務局長、宇賀神係長、渡邊主事の5名で聞き取りを行いました。農業機械などを備えており、エビネやあやめなどを生産しており、ホームセンター、インターネット販売、卸売業者などに販売しているとのこと。問題はありませのでご承認のほどよろしくお願ひします。

◎安生芳子委員 2番の深津の件は、深津の●●さんから深津の●●さんへの売買です。関連しているので続けて説明します。3番の件は、上石川の●●さんから深津の●●さんへの売買です。4番も深津の●●さんから深津の●●さんへの売買です。さつきロードの近くの工業団地に土地を売ってその代替地として購入したみたいです。●●さんと●●さんは親子です。周囲の状況からみて何ら問題はないと思われまので、ご承認のほど宜しくお願ひいたします。

◎鈴木克男委員 5番の藤江町の件は、栃木市川原田町の●●さんから藤江町の●●さんへの売買です。●●さんは認定農業者になっていて苺の栽培を行っている方です。何ら問題はないと思ひますので、宜しくお願ひいたします。6番の件は、藤江町の●●さんから同じく藤江町の●●さんへの売買です。何ら問題はないと思ひますので、ご承認のほど宜しくお願ひいたします。

◎大森用子委員 7番の●●から東京都の●●への太陽光発電事業への区分地上権設定です。こちらは以前に3条で許可になった所で、観葉植物の温室等の営農計画を立てた所に今度は太陽光発電ということで申請が出ています。何ら問題はないと思ひますので、ご承認のほど宜しくお願ひいたします。

◎議長は、議案第1号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から7番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番、下久我における●●さん申請の植林を行う転用については、東と南を道路、西と北を山林に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（竹澤 靖委員） ご報告いたします。去る12月16日に私と安生委員、事務局の橋本事務局長、宇賀神係長、田野井主査5名で現地調査を行いました。4条の申請地は市立加蘇中学校のところの県道石裂上日向線から山の中へおよそ1km弱入った所になります。周辺にはほとんど家はありませんでした。現在は砂防ダムの工事を行っておりまして、その建物が建っている状況になります。このプレハブがなくなった後に植林を行うということで、問題はないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎荻原俊彦委員 1番、下久我の件ですが、加園の●●さん申請の植林への転用です。場所は林道をかかなり奥に入っていった所で、周りが杉山で陽もほとんど当たらず、とても作物を作るような場所ではないので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めた。

◎塩入佳子委員 周りは杉林だそうです、植林の木の種類は何を植えるのですか。

◎荻原俊彦委員 同じく杉を予定しています。

◎議長は、議案第2号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（田野井主査） 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。1番から5番までの5件は、武子における●●申請の太陽光発電設備への転用です。土地所有者ごとに申請が分かれています、一体の事業として利用することから一括して説明させていただきます。1番は●●さん、2番は●●さん、3番は●●さん、4

番は●●さんと●●さんの共有、5番は●●さんの所有地です。申請地の合計面積は10,137.56㎡、本申請地に隣接する山林等を含めた総事業面積は28,461㎡です。申請地は東を畑及び宅地、西を畦畔、南を道路、北を山林に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。6番、武子における、●●申請の太陽光発電設備への転用については、東を畑、西と北と南を雑種地に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。7番、下久我における●●申請のキャンプ場・社員用福利厚生施設への転用については、東を宅地、西と南を畦畔、北を水路に囲まれた農地です。また申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、下久我における●●さん申請の一般住宅への転用については、東と西と北を畑、南を宅地に囲まれた農地です。また申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが、集落に接続し生活上必要な施設に該当します。9番、下久我における●●創申請の太陽光発電設備への転用については、東と西と南を畑、北を道路に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。10番、下南摩町における●●さん申請のキャンプ場への転用については、東を宅地、西を山林、南と北を畑に囲まれた農地です。また、申請地は農地の縁辺部に位置する第2種農地・その他の農地に区分されます。なお、本件は許可前に同目的に利用されていたことから始末書付きとなっております。11番、上石川における●●申請の園芸用土採取のための一時転用については、東と西を畑、南を山林、北を宅地と道路に囲まれた農地です。また申請地は農振農用地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。12番、中粕尾における●●申請の営農型太陽光発電設備への一時転用については、東を畦畔、西を畑、南を道路、北を山林に囲まれた農地です。また、申請地は農地の広がり10ha以上ある第1種農地に区分されますが一時的な利用に供するものであります。本申請地は●●が本年8月に農地法第3条により所有権を取得した農地であり、全体のうち1,326㎡の農地に太陽光パネルを載せたハウスを建設し、ハウス内にて観葉植物・ヤシ類を栽培することとしております。議案第1号の農地法第3条の6番における申請面積1,326㎡はハウスの建築面積であり、地面から2mの高さに太陽光を設置する場合において、耕作者と太陽光発電事業者が異なるため区分地上権を設定するものです。また農地法第5条の本申請面積3,59㎡は、ソーラーパネルの支柱1本あたりの面積30cm²の116本分の面積です。この営農型太陽光発電設備は通常の太陽光発電設備への永久転用とは異なるため、制度についてご説明いたします。営農型太陽光発電設備とは、太陽光パネルを地上から約2mのところ設置し、その下部の農地において営農を継続するもので、3年間の一時転用です。日照の作物への影響等を確認するため、1年ごとに生育状況や収量の報告が義務づけられております。転用期間中、その下部で営農の適切な継続が確保されており、かつ、今後とも営農の適切な継続が確保されることが確実と認められる場合には、再度一時転用許可申請、延長申請を行うことが可能となっております。今回の申請は、下部で観葉植物を栽培することとしており、農林水産省及び農村振興局より通知された農型太陽光発電設備の許可制度に係る処理基準を満たしているものと判断いたしました。以上、5条転用12件となります。お手元の調査書どおり許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議

お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（竹澤 靖委員） ご報告いたします。1番から5番までは、場所はにっこり保育園とJA上都賀北押原店の間にある農地になります。周囲の状況からみて何ら問題はないと見てまいりました。6番の件は、場所はにっこり保育園から鹿沼環状線をまたいで反対側に位置する所です。こちらも、何ら問題はないと見てまいりました。7番の下久我の件は、こちらは進入路や駐車場に若干の不安は残りますが、申請地に関しては何ら問題ないと見てまいりました。

◎現地調査員（安生芳子委員） 8番、下久我の件は、市立加蘇中学校から北西へ約2.6km、使用賃借権設定による一般住宅への転用です。9番、下久我の件は、市立加蘇中学校から北西へ約2.1kmの所で売買による太陽光発電設備への転用です。10番、下南摩町の件は、南摩コミセンから北へ約700mの所で売買によるキャンプ場への転用です。周囲の状況から問題はありませんが、現地はすでに砂利が敷いていたことから始末書が必要と見てまいりました。11番上石川の件は市立北大飼中学校から西へ約900mの所で、賃借権設定による園芸用土採取及び表土置場のための一時転用です。何ら問題はないと思います。12番の中粕尾の件は、粕尾コミセンから西へ約900mの所で、賃借権設定による営農型太陽光発電設備への一時転用です。周りにも太陽光が設置されており、何ら問題はないと見てまいりました。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎田島正男委員 1番から5番は、地主は5名ですが1つの事業ですので一括してご報告させていただきます。武子の●●さん、●●さん、●●さん、●●さん、●●さんから東京都の太陽光発電事業●●への地上権設定による太陽光発電設備のための転用です。現地調査員の報告の通り何ら問題はないと思われまのでご承認のほど宜しくお願いいたします。6番、武子の件は、武子の農業、●●さんと会社員●●さんから宇都宮市の不動産業●●への賃借権設定による太陽光発電設備のための転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんのでご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎荻原俊彦委員 7番、下久我の件ですが、下久我の●●さんから東京都豊島区の●●への売買によるキャンプ場のための転用です。●●さんは会社勤めで現在あまり農業はしておらず、数年前までこの場所は雑草が繁茂して近所からも苦情が出ておりましたが、草刈りと除草剤で現状を整えてもらいました。●●はIT関係の会社で従業員が100名を超えてきて、福利厚生施設を充実させたいということでキャンプ場施設として使用したいということでした。進入路が狭いのではと思いましたが主にバイクで来るということでした。4輪自動

車で来る場合は近所の空き地にお金を払って使用させて頂くという話でした。社長自らバイクで現地に来て、隣地の方にも説明をして納得して頂いております。事務局の説明、現地調査員の報告のとおり問題はないと思われまますので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

8番、下久我の件ですが、加園の●●さんから千渡の●●さんへの使用貸借権設定による一般住宅のための転用です。ここは●●さんの実家があった場所で●●さんは●●さんの娘婿です。現在は市内でアパート住まいをしていますが、住宅が建ったら夫婦でこちらに住むそうです。実は私の家のすぐ前の場所です。30代の若い人が来ることは地域としても大歓迎です。事務局と現地調査員の報告のとおり、何ら問題はないと思われまますのでご承認のほど宜しくお願いいたします。

9番下久我の件は、西茂呂の●●さん、●●さんから宇都宮市の●●への売買による太陽光発電設備のための転用です。場所は荒井川沿いで河原だったのかトラクターで耕うんすると大きい玉石がゴロゴロ出てくるような場所です。鹿の食害も出ており住まいも鹿沼の街中ということで、転用は仕方ないのかなと思います。ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎廣田和世委員 10番下南摩の件は、下南摩町の●●さんから東京都のキャンプ場経営の●●さんへの売買です。今年の春頃から、畑は何を作ってもいいということで貸したら、1mくらい砂利を埋め立てて夏ごろからキャンプ場として使用し始まったということで、使用目的が違ふことと、農業委員会も通さず無断で行っておりました。ただ、元に戻せと言っても何にも使えない所で、遅ればせながら正式に手続きをすれば許可が出る見込みがあるので、始末書つきということでご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎江俣伸一委員 11番上石川の件は、茂呂の●●さん、上石川の●●さんから緑町の●●への貸借権設定による園芸用土採取及び表土置場のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題はないと思われまますので、ご承認のほど宜しくお願いいたします。

◎大森用子委員 12番、中粕尾の件ですが、●●から東京都の●●への貸借権設定です。これは議案第1号でも申請が出されていますが、事務局や現地調査員の報告のとおり何ら問題はありまますので、宜しくお願いいたします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めた。

◎吉高神 勇委員 理解できていないので改めて聞きたいのですが、12番の中粕尾の件ですが、これについては5条の貸借権設定による太陽光と3条の区分地上権設定が出ているが、なぜ3条と5条が必要なのか再度説明をお願いします。

◎事務局（田野井主査） 説明させて頂きます。同じ場所に3条と5条の申請が出ている件ですが、まず5条については、パネルを載せる支柱の部分だけを借りて一時転用するという事です。ですので、支柱部分の面積の貸借権設定になります。次に区分地上権ですが、今回

太陽光パネルを空中2 mに置くこととなります。その場合に、下で生育する植物が2 mより上まで伸びてしまうと発電に支障が出るので、パネルの上は耕作権が制限される、農地として空中どの高さまでも使えるという訳ではなくて、2 mから上の部分を耕作ができないように制限するということとなります。国の処理基準がありまして、区分地上権を設定して、例えば2階建ての上の部分を太陽光で使うので2階部分の権利を取得するという形になります。農地の形態を残したままなので3条で権利を設定するという国の指導になっています。

◎議長 観葉植物はどのように栽培するのか。

◎事務局（田野井主査） ホームページから抜粋してきた資料になりますが、インテリアとして使うのが目的でこういった鉢植えのものとかを太陽光パネルの下の温室で育成するということです。パネルの下なのである程度日照が少なくても育つ植物を選定しているようです。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めた。

◎鈴木克男委員 営農型太陽光発電設備は3年間の一時転用ということになっているが、3年後はどのような手続きになるのか。更新することになるのか、何回まで更新できるのか。最終的には農地に戻ることになるのか。法的な決まりはどのようなものか教えて欲しい。

◎事務局（田野井主査） まず、通常の太陽光発電は永久転用ということになっているので、太陽光設備を設置したら地目は雑種地になります。その後設備の寿命が来たため次の太陽光設備を設置する時には、その土地は既に農地ではなくなっているので農地法の手続きは不要です。これに対して営農型太陽光は、あくまでも農地を農地として活用しながら、その上部で再生可能エネルギーを作ろうという国の制度です。農地をつぶさないため永久転用ではなく、支柱部分だけを一時転用するというものです。ただし営農型には制度上の義務があって、それを守らないと太陽光設備は撤去しなければなりません。その条件というのは、営農を継続していなければならないということで、営農状況、作付状況、収穫状況等の毎年1月末時点のものを農業委員会に報告する義務があります。農業委員会はその内容を県に報告して国が最終的に取りまとめることとなります。3年間きちんと営農を行っていることが認められていれば、一時転用満了の3年後にソーラーパネルを撤去する必要なく、次の3年間の一時転用申請が認められるということになります。ですので、次の3年、次の3年というように繰り返して、最終的にはソーラーパネルの寿命は大体20年くらいなので、18年か21年で新しいソーラーパネルに更新して継続するか、発電をストップして農地に戻すのかの、どちらかの選択になります。例外もありますが、基本的には3年間の更新をしてその間はソーラーパネルを設置し続けられる制度になっています。

◎議長 営農状況報告は事務局に出されるが委員会には報告されていないので、やはり委員会です許可決定したことなのだから報告を上げてもらいたいと思うが。

◎事務局（宇賀神係長） 今、会長から話があったとおり、委員にも内容を報告してほしいということでしたので、今後は報告書が提出されたら委員会にも内容を報告していきたいと思っています。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から12番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（宇賀神係長） 議案第4号「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。鹿沼市長より令和4年12月9日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には新規・更新の利用権設定、中間管理事業、所有権移転について記載し、区分の欄外に合計として件数、筆数、面積をお示ししております。議案書7ページから11ページをご覧ください。新規の利用権設定が14件、66筆、82,159㎡となっております。続いて議案書12ページをご覧ください。更新の利用権設定が4件、10筆、23,642㎡となっております。続いて議案書13ページから37ページをご覧ください。中間管理事業による利用権設定が37件、299筆、281,941.63㎡となっております。続いて議案書38ページをご覧ください。所有権移転が3件、7筆、5,759㎡となっております。これら合計58件、382筆、面積393,501.63㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について、16番及び17番の案件が神山卓也委員の案件であることから、審議を円滑に進めるため、同委員を一時退席させたのち、同案件について質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため、16番及び17番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、神山卓也委員の入室を促し、16番及び17番を除く、1番から58番の案件について質問、意見を求めた。

◎竹澤 靖委員 13ページ以降の中間管理事業で、自分の所有している農地を一旦農業公社に出して、もう一回農業公社から借りるといのは何か理由があるのでしょうか。

◎事務局（宇賀神係長） 説明します。地区ごとの農地利用の集積面積に基づき補助金が出る仕組みがあります。今回のように自己所有地を中間管理機構を通して、また自らが借りるといふことにするとこの面積にプラスされるので、こういった手続きをとることがあります。

◎議長は、議案第3号について他に質問を求めた。

◎鈴木克男委員 基盤法に関してですが、売買とか賃貸権設定とかの購入者は皆認定農業者とか専業農業者になっているのですか。

◎事務局（宇賀神係長） 説明させていただきます。こちらの制度が使える方の条件ですが、原則は認定農業者なのですが、それに準ずる方も鹿沼市では認めています。ですので、必ずしも全員が認定農業者とは限りません。準ずる方というのは、それ相応の営農をされている方ということになります。

◎議長は、16番及び17番を除く、議案第4号について他に質問、意見を求めたが、質問や意見が無いため承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午前11時10分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和4年12月23日

議 長

署名委員

署名委員
